

岩手県告示第 589 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
株式会社 紫峰会	紫波郡紫波町高水寺字 大坊 154 番地 15	介護福祉相談センター 「ふくろうの家」	紫波郡紫波町高水 寺字大坊 154 番地 15	盛岡市南青山町 19 番 24 号南アパ ート 101 号	平成 19 年 6 月 13 日